

令和5年度山北町地域再生可能エネルギー導入目標策定支援業務委託公募型
プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、令和5年度山北町地域再生可能エネルギー導入目標策定支援業務（以下「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和5年度山北町地域再生可能エネルギー導入目標策定支援業務
- (2) 業務内容 「令和5年度山北町地域再生可能エネルギー導入目標策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和6年1月31日まで
- (4) 委託上限額 9,592,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 注意事項 本業務は、環境省「令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の採択を前提とするものであり、契約は補助金の採択後に行うものとする。したがって、補助金の採択がされなかった場合は、業務を中止し、契約は行わないものとする。この場合の企画提案等に要した費用については、本町に請求することはできず、参加者の負担とする。
また、提案にあたっては、同補助金交付の趣旨を理解したうえで、業務企画を提案すること。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独事業者の場合は、次の（1）から（9）の要件をすべて満たす者とする。また、共同企業体で参加する者は、（10）の要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 山北町契約規則(昭和41年山北町規則第2号)第4条の名簿に登録されている者であること。
- (3) 山北町暴力団排除条例(平成23年山北町条例第1号)第2条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (5) 国又は地方自治体から指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 税又は公共料金を滞納していないこと。
- (7) 令和2年度から令和4年度までの過去3年間に、同種業務の受託・完了実績を2件以上有すること。
- ※同種業務とは、地方公共団体における環境省補助活用した再生可能エネルギーに関連する各種計画の策定又は地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定若しくは改定に関する業務。
- (8) 神奈川県内に本社・支社・営業所が所在し、当町と円滑な調整ができること。
- (9) ZEBプランナーの資格を保有し、ZEBプランニングの実績を保有する企業であること。
- (10) 共同企業体で参加する場合は、次の要件をすべて満たしていること。なお、共同企業体の構成員は、単独または他の共同企業体として、本プロポーザルに参加することはできないものとする。
- ・共同企業体は3者以内で構成されていること。
 - ・共同企業体は自主結成とし、構成企業体で協定を締結していること。
 - ・共同企業体の代表構成員については、上記（1）から（8）の要件を満たし、その他の構成員については、上記（1）から（6）の要件を満たしていること。また、（9）については代表構成員を含むすべての構成員のうち少なくとも1者以上満たしていること。

4 参加申し込み

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により、関係書類を期日までに提出すること。

(1) 提出書類

【単独事業者の場合】

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 会社概要（様式第2号）
- ウ 業務実績表（様式第3号）
- エ 誓約書（様式第4号）
- オ ZEBプランナーの資格を保有し、ZEBプランニングの実績を証する書類（任意様式）

【共同企業体の場合】

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 会社概要（様式第2号）
構成員ごとに作成し提出すること。
- ウ 業務実績表（様式第3号）

- エ 誓約書（様式第4号）
- オ 共同企業体構成員表（様式第5号）
- カ 共同企業体協定書（写し）
- キ ZEBプランナーの資格を保有し、ZEBプランニングの実績を証する書類（任意様式）

- (2) 提出期限 令和5年7月10日（月）午後5時まで
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出方法 本要領15に記載の提出先に持参又は郵送（提出期限必着）

5 質問の受け付け及び回答

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに業務に関する事項に限るものとし、評価及び審査並びに提案内容に係る質問は受け付けない。

- (1) 提出方法 質問書（様式第6号）に記入し、電子メールにより提出する。
電話及びファックスは認めない。
- (2) 提出先 本要領15に掲げる担当課
- (3) 提出期限 令和5年7月11日（火）午後5時まで
- (4) 回答方法 令和5年7月18日（火）までに山北町ホームページにて公表する。
- (5) 留意事項 質問書を提出する電子メールの件名は「【質問書（会社名）】山北町地域再生可能エネルギー導入目標策定支援業務委託」とすること。

6 参加資格審査結果の通知

参加資格結果通知書をもって行う。なお、参加資格を認めた者であっても、契約締結までの間に参加資格を満たさないことが明らかになった場合は、当該参加資格を取り消すものとする。

- (1) 通知日 令和5年7月14日（金）
- (2) 通知方法 全参加申込者へ参加資格結果通知書を郵送にて通知する。

7 企画提案書等の提出

参加事業者は、次に示す書類を（以下、「提出書類」という。）を提出すること。

(1) 提出書類

表紙に参加者名を記載したA4フラットファイルを6部作成し、次の「イ」を綴じて提出すること。「ア」及び「ウ」については綴じずに提出すること。

- ア 企画提案書等提出届（様式第7号） 1部
- イ 企画提案書（任意様式、ただし様式第8号を含めること） 6部
- ウ 見積書及び見積内訳明細書（任意様式） 6部（1部は代表者の押印があるもの、

5部は写し)

(2) 書類作成上の留意事項

- ア 仕様書の内容は「業務運営上の必須要件」であることに十分留意し、企画提案書等を作成すること。
- イ 業務の実施工程を作成し、添付すること。実施工程の作成に当たっては、発注者が果たす具体的な役割と時期について確認できる形とすること。
- ウ 業務の実施体制を明確にするため、業務実施体制(様式第8号)を記載すること。また、別紙として任意様式で、山北町との連絡調整の窓口となる管理責任者や執行体制編成の考え方及び特色について記載すること。
- エ 企画提案書等は、原則、A4サイズ両面左綴じ(縦横は問わない)とすること。ただし、図表等はA3サイズの内紙をA4サイズに折り込むことは可とする。

(3) その他

- ア 参加1者につき、企画提案は1件とする。
- イ 提出された企画提案書等は理由の如何にかかわらず返却しない。
- ウ 提出期限後の企画提案書等の再提出及び差し替えは認めない。ただし、審査の必要上、町から要請があった場合を除く。
- エ 提出された企画提案書等は、必要に応じて複製することがある。
- オ 企画提案書等が次に該当することが認められた場合、失格とする。
 - ・提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの
 - ・指定する様式等に示した条件に適合しないもの
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ・虚偽の内容が記載されているもの

(4) 提出期限

令和5年7月24日(月)午後5時まで

(5) 提出方法

本要領15に記載の提出先に持参又は郵送(提出期限必着のこと)

8 審査

当町が設置する「令和5年度山北町地域再生可能エネルギー導入目標策定支援業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、企画提案書等及び次に示すプレゼンテーションにより審査し、別紙「評価基準表」に基づき評価を行う。

なお、企画提案書を提出した者が多数の場合は、企画提案書等の書面審査により、プレゼンテーション参加者を決定する場合がある。

- (1) 実施日時 令和5年8月1日(火)(詳細は別途通知)
- (2) 実施場所 山北町役場内会議室(詳細は別途通知)
- (3) 所要時間 プレゼンテーションは20分以内とし、その後、10分程度の質疑応答

(ヒアリング) を行う。

(4) 実施方法

- ア プレゼンテーションは非公開とする。
- イ プレゼンテーションの出席者は3名以内とする。
- ウ 使用する資料は提出した企画提案書等のみとし、新たな資料の追加は認めない。
- エ プレゼンテーションの形式は自由とする。なお、電子機器を用いて行う場合、町が準備する機材はプロジェクター及びスクリーンとし、その他必要な機材は参加者が準備すること。
- オ プレゼンテーションを欠席した場合は、参加を辞退したものとみなす。

9 受託候補者の選定

選定委員会による審査の結果、評価点の合計点が最も高い者を（同点の者があった場合は委員協議の上）受託候補者として選定する。

なお、審査の結果、受託候補者該当なしとする場合がある。

10 選定結果

選定結果は令和5年8月上旬までに、全参加者に対して審査結果通知書により行う。また、山北町ホームページにおいて公表する。なお、審査結果についての問い合わせ、質問及び異議申し立ては一切認めない。

11 契約の締結

町と受託候補者は、採用された企画提案書等を基に協議、調整を行い、業務委託契約を締結する。なお、協議が整わない場合又は受託候補者が契約締結時までに辞退若しくは失格した場合、町は評価点の合計が上位の者から順に契約交渉を行う。

12 失格事項

参加者が次のいずれかに該当した場合、失格とする。

- (1) 3の参加資格を喪失した場合
- (2) 提出書類及び選定において、不正行為又は虚偽があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 前各号のほか、著しく信義に反する行為があった等により選定委員会の委員長が失格と認めた場合

13 その他

- (1) 提出書類の作成・提出、プロポーザルの実施等の費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 本要領に定めのない事項又は疑義が生じた事項等については、協議により定める。

14 スケジュール（予定）

スケジュールは、参加者の状況等により変更する場合があります。

実施内容	日 程
プロポーザル実施の公表	令和5年6月30日（金）
参加申込書の提出期限	令和5年7月10日（月）午後5時まで
質問書の提出期限	令和5年7月11日（火）午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和5年7月14日（金）
質問に対する回答期限	令和5年7月18日（火）
企画提案書等の提出期限	令和5年7月24日（月）午後5時まで
プレゼンテーションの実施	令和5年8月1日（火）
選定結果の通知	令和5年8月上旬予定
委託業務の契約締結	令和5年8月予定

15 書類提出先・問い合わせ先

山北町環境課生活環境班 池谷、清水

〒258-0195

神奈川県足柄上郡山北町山北 1301 番地 4

TEL 0465-75-3656

FAX 0465-76-4564

電子メール kankyo@town.yamakita.kanagawa.jp

(別紙)

評価基準表

評価項目		評価基準	配点	
業務実績・体制	業務実績	・同種業務の履行実績があり、確かな成果を上げているか	20	30
	実施体制	・資格等の能力のある人員が確保されており、業務を的確に遂行できる実施体制となっているか ・進行管理、業務工程が明確で妥当であるか	10	
企画提案書等	取り組み方針の妥当性	・事業の目的を十分に把握し、事業の取組方針が本町のイメージする方向性と一致しているか	10	70
	提案の適格性	・提案が業務の目的等を踏まえており、具体的かつ効果的で実現可能な内容となっているか	20	
	提案の独創性	・業務効果を高めるための具体的かつ効果的な工夫や独自の提案がされているか	10	
	地域特性の活用	・地域特性を的確に把握し、それを十分に引き出す提案がされているか	20	
	説明能力	・プレゼンテーションの説明が分かりやすく、質疑応答に的確に対応しているか	5	
	見積価格	・積算の根拠が示されており、適正な価格設定になっているか	5	
合 計				100